

盛岡中央消防署新庁舎の免震装置について

平成27年3月25日
総務部

1 新庁舎の免震装置の概要及び経過

盛岡中央消防署新庁舎は、建物と基礎との間に免震装置を設置し、地盤と切り離すことで建物に地震の揺れを直接伝えない構造としており、当該免震装置は、東洋ゴム工業株式会社（以下「東洋ゴム」という。）の免震積層ゴム28基を採用している。

また、新庁舎の工事の進捗状況は、基礎工事及び免震装置の取り付けが完了し、1階の床工事を実施しているところである。

今般、東洋ゴムの免震装置の問題が報道されたことから、庁舎建設業者の前田建設工業株式会社（以下「前田建設」という。）を通じて東洋ゴムに報告を求めたものである。

2 東洋ゴムからの報告内容

(1) 新庁舎の免震積層ゴム

新庁舎に設置した免震積層ゴム（HRB-G35）は、今回の大臣認定不適合製品に該当しない製品である。

また、現時点で大臣認定不適合が判明している建築物は全国で55棟あり、岩手県の建築物は、含まれていない。

なお、国土交通省から東洋ゴムに対して、今回の大臣認定不適合製品以外の製品について、法適合性の確認をするよう指示があった。

| 製品シリーズ名称 | HRB-G35 | SHRB-E4 | SHRB-E6 |
|----------|-----------|---------|---------|
| 大臣認定 | ○(新庁舎に設置) | × | × |

※ ○は大臣認定製品、×は大臣認定不適合製品

(2) 判明の経緯

| 日付 | 内容 |
|------------|---|
| 平成26年2月 | <ul style="list-style-type: none"> 東洋ゴムの子会社の東洋ゴム化工品(株)において、免震積層ゴムが大臣認定の性能評価基準に適合していないとの疑いを認識 東洋ゴムにおいて、当該疑いの内容、可能性の程度、当該製品の免震性能評価等の検証を開始 |
| 平成27年2月9日 | <ul style="list-style-type: none"> 当該疑いの可能性が高いと判断し、この事実を国土交通省に対して自主的に一報 外部の法律事務所に事実調査等を依頼 |
| 平成27年3月12日 | <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省に対して自主的に報告 |
| 平成27年3月13日 | <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省に認定の取り下げを申請 東洋ゴムの一部製品の大臣認定取り消し |

3 経過

| | |
|---------------|-----------------------|
| 平成27年3月13日(金) | 東洋ゴムの一部製品の大臣認定取り消し |
| 14日(土) | 盛岡消防本部から前田建設に内容確認を依頼 |
| 16日(月) | 前田建設から東洋ゴムに説明を要請 |
| 17日(火) | 前田建設本社において東洋ゴムが概要等を説明 |
| 18日(水) | 盛岡消防本部において東洋ゴムが概要等を説明 |
| 24日(火) | 庁議において概要を説明 |

4 今後の対応

新庁舎に設置した免震積層ゴムは、今回の大臣認定不適合製品ではないが、国土交通省から改めて法適合性の確認をするよう指示が出されていることから、その動向について情報収集を行い、早期に適合の確認を得るように努める。

この確認の結果、万が一、大臣認定不適合が判明した場合は、免震装置の交換等を検討するものであるが、新庁舎の免震装置は、点検、交換等が可能となる免震ピット等が確保されている構造体であることから、建設工事は中断せずに進めるものとする。